官庁発表

文　教

日本学士院新会員の選定について

日本学士院は、平成28年12月12日開催の第1104回総会において、日本学士院法第３条の規定により、下記の１名を日本学士院会員に選定した。

平成 28 年 12 月 21 日

日本学士院長　塩野　　宏

記

第１部第１分科　文学博士　　興膳　　宏

公　告

諸　事　項

工 場 財 団

千葉県印西市泉49番地**有限会社フロンティア伊藤**の千葉県印西市泉93番地７有限会社フロンティア伊藤印西工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 28 年 12 月 21 日

千葉地方法務局成田出張所

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成28年12月13日から１週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 28 年 12 月 21 日

千葉地方法務局長　大竹　聖一

記

氏名　吉原　雅司

所属する司法書士会　千葉司法書士会

登録番号　千葉第168号

事務所の所在地　千葉県大網白里市大網652番地３

違反行為　本人確認義務及び登記申請意思確認義務違反

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成 28 年 12 月 21 日　　東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律６条１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　東京地方検察庁　平成28年第１号

2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成28年12月21日

3　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成19年頃から平成24年７月頃までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

被告人小出義範らが、業として金銭の貸付けを行うに当たり、法定の１日当たり0.3パーセントを超える割合による利息を受領した行為（主な犯行手口について後記４⑵を参照）。

4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについての判断の参考となるべき事項

⑴　犯人が用いていた主な通称

「カガワ」、「カネシロ」、「サガワ」、「ヒロセ」

「クライス」、「ホワイト」などの屋号を用いることもある。

⑵　主な犯行手口

○　金銭の貸付けについて、インターネットのウェブサイトで広告又は宣伝をしたり、電話をかけたりして、顧客を勧誘する。

○　顧客に対し、電話で、貸付けの条件等を告げる。

○　利息に相当する額を計算すると、１日当たりおおむね２ないし３パーセント程度の利率となる。

○　貸付けの期間は、貸付日を含めて10日間又は15日間とし、この期間は、利息を支払うことにより、延長することができるものとしていた。

○　顧客の預金口座に振込入金をする方法により、金銭を貸し付ける。

○　貸付けの際、手数料という名目で、貸付けごとに2,000円又は3,000円が天引きされることが多い。

○　犯人は、顧客から、犯人の指定する普通預金口座に振込送金する方法により、元利金を受領する。

⑶　犯人が元利金の返済を受領するために使用した普通預金口座（検察官が既に把握しているもの）

三井住友銀行新宿支店　鈴木優輔名義　口座番号3928452

三菱東京ＵＦＪ銀行春日町支店　三星株式会社名義　口座番号0122176

中京銀行豊橋支店　岩井義行名義　口座番号1075126

三井住友銀行小石川支店　三星株式会社名義　口座番号3681943

三井住友銀行白山支店　一富産業株式会社名義　口座番号6768312

みずほ銀行浅草橋支店　株式会社オーシャンリゾート名義　口座番号1067479

三井住友銀行高田馬場支店　株式会社グループ２４名義　口座番号4513497

みずほ銀行相模大野支店　佐伯宗義名義　口座番号2680278

じぶん銀行きいろ支店　藤木隆子名義　口座番号2095045

楽天銀行（旧イーバンク銀行）ダンス支店　森山賢吾名義　口座番号4085998

⑷　犯人が被害者に対して自己の連絡先として使用した電話番号（検察官が既に把握しているもの）

03―3786―7715、090―7274―7640、03―5640―3281、0120―021―131、0120―501―186

5　開始決定の時における給付資金の額　金1,427万680円

6　支給申請期間　平成28年12月21日から平成29年２月20日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　被告人の氏名　小出　義範

⑵　裁 判 所 名　東京地方裁判所

⑶　裁 判 年 月 日　平成25年３月27日

⑷　確 定 年 月 日　平成25年９月５日

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人は、無登録で貸金業を営み、業として多数の者に対し金銭の貸付けを行うに当たり、その元金及び法定の利率を超える利息を受領するに際し、平成23年10月19日頃から平成24年６月29日頃までの間、多数回にわたり、当該多数の者をして、前記各犯罪行為に関する貸付けの元金の返済及び利息の支払として、被告人が管理する他人名義の普通預金口座に前記元金の返済及び前記利息の支払が混和した犯罪収益等である現金合計2,392万160円を振込送金により入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）

〒100―8903　東京都千代田区霞が関１－１－１

東京地方検察庁　総務部　犯罪被害財産支給手続事務室

電話番号　03―3592―5611（代表）内線4392

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は前記８のとおり）。